

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時40分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 南 雲 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。受付番号第4号、質問議員、第7番 南雲まさ子。件名、新型コロナウイルスの影響を受けている生活困窮世帯にフードバンクの活用を図ることについて。

要旨。新型コロナウイルスの影響で、収入が減り生活が困窮している家庭に、フードバンクを活用し、食品の提供の支援をしていく必要があると考えます。そこで、次のことを伺います。

(1) 現在、町社協ではフードドライブ（生活困窮者に提供する食料品の寄附の受付）事業を行っていますが、町社協とは別に安全に食べられる食品を企業や一般家庭から寄贈を受けて、食料等を必要とする困窮家庭に対して無償で提供するフードバンク事業を、県西2市8町を中心に展開しているNPO法人があります。当町として、町と社協が当該法人と連携し、幅広く食品の提供ができる体制を整える必要があると思いますが、お考えを伺います。

(2) 生活困窮世帯にスムーズに食品を提供するためには、どのような周知の工夫が必要と思われるか、伺います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、質問の要旨でございますフードバンク活動とは、一般的にどのような定義がなされているのかを申しますと、賞味期限が近かったり、品質には問題がないものの包装不備などで市場での流通が困難になり商品価値を失った食品の提供を原則として無償で受け、児童施設入居者の方やNPO団体等を通じて生活困窮者の方に供給する活動で、賞味期限切れなど品質に問題のある食品は対象としないとされております。一方、フードドライブとは、企業や家庭などで余っている食品を持ち寄りフードバンクなどに提供する活動という定義がされています。また、生活困窮者とは、生活困窮者自立支援法において、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により、現に経済的に

困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者を言うとして定義されております。

それでは、1つ目の御質問にお答えさせていただきます。議員の御質問の中にあるNPO法人でございますが、以前は旧松田土木事務所にある創生推進拠点施設内に事務室がございましたが、手狭になったということから、現在は小田原市西大友に移転されたNPO法人報徳食品支援センターのことをおっしゃっていただけるのかと存じます。当該NPO法人の活動といたしましては、冒頭で申し上げましたとおり、企業や個人の方からの賛同を得て、ある程度保存のきく食品を一時的に保管しておき、求めに応じ、障がい者施設や児童養護施設、またはホームレス支援団体などに提供していると伺っております。

一方、社会福祉協議会で行っている取組は、主に緊急で支援が必要となる方、例えば、今日、明日にでも預貯金が底をつき生活保護受給などの利用に向け手続中だが、当面の間のつなぎとして一時的に食料を必要としている方向けに提供するといった活動を行っており、それぞれ社会的役割を担っていただいているところでもございます。

NPO法人からは、これまでのつながりがあるということから、食料の提供については御協力いただけるとおっしゃっていただいておりますので、今後、町がパイプ役を担うことで、お困りになっている方々の手元に支援が行き届くよう体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

次に、2つ目の質問にお答えをいたします。行政や社会福祉協議会、NPO法人が提供できる支援の形は様々であります。対象となる方たちが何らかの方法で支援の内容をキャッチすることができなければ意味のないものとなります。サービスの情報をいかに効率よく受け手に届けるのかが大切な考えだとの立場から、従来の町広報やホームページ、民生児童委員の方々の見守りを通じて、周知はもとより、今回の新型コロナウイルスの影響で介護や失業によって生活困窮に陥る方が増加することも想定される中、役場や社会福祉協議会に相談に来られる前の段階、例えば、職をお探しされている時点を想定すれば職業安定所に案内を置くなど、様々なタイミングで周知していくことが重要かと考えているところでもございます。

今回、新型コロナウイルスによる社会・経済の混乱は、多くの生活困窮者を生み出すおそれがございます。町といたしましても国・県の動向を注視しつつ、町社会福祉協議会やNPO法人の方々の皆様方のお力をお借りしながら、生活困窮者の方々が安心して暮らせるようしっかりと周知してまいりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

7 番 南 雲 前向きな御回答、御答弁いただきまして、ありがとうございました。今まで社協だけで行っていたような部分もあったので、とてもうれしく思います。

フードバンク事業は、食品ロス削減を図る上でもとても有効とされています。令和元年5月24日、食品ロス削減推進法が成立しました。まだ食べられるのに捨ててしまう食品ロスが問題となっています。町としても毎年啓発を行っていると思っています。京都市では、京都大学とともに毎年、年に一度、約1か月間にわたって家庭ごみの中身の調査をし、2016年の調査では、約90世帯のごみ袋から合わせて3日分の食品が手つかずで出てきたそうです。また、食品ロスを削減することによって、ごみの廃棄の過程で気候変動や地球温暖化の大きな原因となっている不要な温室効果ガスの排出の抑制をすることができます。このことは近年頻発している自然災害の発生を抑えることにつながります。コロナウイルスの影響で全国的にフードバンクの需要が増え、国ではNPO法人等に運営資金の支援をしていただくことになりました。1つ目の御答弁でほとんど私が御要望していただいたことはやっただくような御答弁を頂きましたので、2点目に移らせていただきます。

NPO法人ですね、報徳食品支援センターの方からお話を伺いましたが、ネットからフードバンクのことを調べて電話をかけてきた母子家庭の方がいたそうです。食品の受け取りに障がいのあるお子さんを自転車に乗せて来られたそうです。とても必死だったと思います。しかし、ネットが使えない方の対応には自治体の協力が必要だとおっしゃっていました。

そこで伺います。今の御答弁に、毎年1日に発行される町広報紙に載せるという御答弁ありましたけれども、本町のネットが使えない方に紙媒体での周知の方法として、既にまつだ広報の号外が、1号が発行されていますが、これからまたコロナの第2次補正予算とか、国から出てますので、コロナの関係の広

報が出ると思いますが、そこにフードバンクのお知らせを掲載して町全体で共有していくことが大事かなと思いますけれども、それについていかがでしょうか。

福祉課長　それでは、議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。フードバンク事業、生活困窮者の方に対して食品を提供させていただくという事業でございますので、大変今回のコロナウイルスを受けて生活困窮者が今後も発生していくというふうな想定はございますので、今後、紙媒体ですね、インターネットを使えない方にも情報を届けていくという意味では、号外等が出た場合にはですね、その紙面をお借りしまして、町を取組、社協を取組、またNPO法人を取組なども併せて紹介をさせていただきたいと思います。以上でございます。

7番南雲　町民の方に知っていただくことによって、行政でも分からない情報も拾えるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

コロナウイルスの影響で多岐にわたった支援で大変な中でのこととなりますが、御答弁にもありましたが、フードバンクの本来の目的である、本当に必要とされている方にしっかり食品を届けられるようによろしく願いいたします。以上で終わります。

議長　以上で受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

録画の操作の間、少しお待ちください。